**大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金にかかるＱ＆Ａ**

Ｑ１　補助基準額が30万円とありますが、１法人あたり・１施設等あたりのどちらですか。

Ａ１　１施設等あたりの補助基準額です。なお、補助金の交付は１施設等につき、１回限りとします。

Ｑ２　申請すれば必ず補助金は交付されるのでしょうか。

Ａ２　交付申請の先着順に申請書等の内容を審査いたします。審査の結果、補助要件に適合すると認めたものについて、本補助金の交付を決定します。決定後、交付決定した内容通りに事業を実施いただき、必要書類をすべてそろえて実績報告いただき、適切に事業が実施されたと認めるものについて、補助金を交付いたします。もし交付決定した内容から変更が生じる場合は、必ず事前に福祉人材・法人指導課人材確保グループまでご連絡ください。

Q3　交付申請から交付決定までに要する期間はどれくらいでしょうか。

A3　交付申請いただいてから交付決定までは１か月程度要します。そのため、交付申請書の提出期限を事業実施(契約、納品、支払等)の１か月前までとしています。

Ｑ４　申請時点で外国人介護人材を雇用している場合のみ補助対象となるのでしょうか。

Ａ４　申請年度内に雇用する場合は、補助対象となります。

Ｑ５　雇用している外国人介護職員が介護福祉士養成校に通学する留学生やＥＰＡによる介護福祉士候補者の場合でも本補助金の対象となりますか。

Ａ５　本補助金は技能実習生及び特定技能、留学生、インターンシップ（在留資格「特定活動（告示第９号）」）を対象としています。

Ｑ６　外国人介護職員の受入にあたって必要となる監理団体等へ支払う監理費は、補助対象となりますか。

Ａ６　補助対象とはなりません。外国人介護職員の受入れにあたり、義務的に発生する費用は対象となりません。

Ｑ７　外国人介護職員の日本語学習について、オンラインによる学習も補助対象となりますか。

Ａ７　補助対象となります。

Ｑ８　日本語能力試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となりますか。

Ａ８　補助対象となります。

Ｑ９　日本語能力試験等に付き添いとして同行する施設職員の旅費は補助対象となりますか。

Ａ９　補助対象となりません。

Ｑ10　介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となりますか。

Ａ10　在留資格「技能実習」「特定技能」を有する外国人介護人材の研修受講費用については、「介護分野への就労・定着支援事業」において補助対象としておりますので、こちらの補助金のご活用をご検討ください。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090040/houjin/jinzai/syurou_teichaku.html>）

Ｑ11　自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入費、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱費など生活に必要な経費は補助対象となりますか。

Ａ11　外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱費等は補助対象となりません。